

川崎汽船グループ
グローバルコンプライアンスポリシー



制定：2017年1月1日

目次

1. 目的	3
2. 法令遵守	3
3. 本ポリシー及び個別ポリシーの遵守	3
4. 法令と本ポリシー及び個別ポリシーの関係	3
5. 教育プログラム	4
6. コンプライアンス監査及び見直し	4
7. 会計帳簿及び文書管理	4
8. 税務管理	5
9. 報告	5
10. 政府からの情報提供または調査協力の要請への対応	5
11. ビジネスパートナー等に関するコンプライアンス審査	6
12. 制裁処分	6
13. 不利益の甘受	6
14. 注記	7

1. 目的

我々のビジネスの舞台である国際市場における貿易及び経済政策は自由化の一途を辿っており、公正な競争を促すためのより厳格な法整備が、各国で進んでいます。年々厳しくなっていく各国の法規制に対応し、グローバルなレベルでのグループコンプライアンス体制の強化が求められます。

川崎汽船株式会社及びそのグループ会社（以下「川崎汽船グループ」といいます。）は、国内外の法令や社会規範を遵守し、公正、透明、自由な競争及び適正な取引を行う旨の行動原則及び指針をグループ企業行動憲章及び実行要点（企業倫理の遵守）の中で掲げていますが、より具体的な指針として、また、会社としてのコンプライアンスについての考え方を明確にするために、グローバルコンプライアンスポリシー（以下「本ポリシー」といいます。）を制定します。

2. 法令遵守

川崎汽船グループの活動には、それぞれの会社の設立地の法令に加えて、事業を展開する国の法令が適用される場合もあります。川崎汽船グループの役職員^{*1}は、適用される全ての法令や規則、規制を理解し、これらに従わなければなりません。

3. 本ポリシー及び個別ポリシーの遵守

川崎汽船株式会社は、競争法、反贈収賄法及び経済制裁規制など、個別の分野についてのポリシー（以下「個別ポリシー」といいます。）を制定します。

川崎汽船グループ及びその役職員は、本ポリシー及び全ての個別ポリシーを理解し、これらに従わなければなりません。

4. 法令と本ポリシー及び個別ポリシーの関係

本ポリシーや個別ポリシーが定める基準は、適用される法令を補完する場合や、法令の遵守以上のことを要求している場合があります。川崎汽船グループの役職員は、たとえその行動が法令の定める基準に抵触しないと思われる場合であっても、本ポリシーや個別ポリシーが定める基準を常に遵守しなければなりません。なお、本ポリシーや個別ポリシーが定める基準よりも法令の方が厳しい基準を定めている場合には、川崎汽船グループの役職員は、そのような法令の定めを遵守しなければなりません。

5. 教育プログラム

川崎汽船グループは、定期的にコンプライアンスに関する教育プログラムを設けることとし、その役職員は、これに参加しなければなりません。

6. コンプライアンス監査及び見直し

川崎汽船グループは、定期的に、本ポリシーや個別ポリシーの遵守状況の監査を行い、監査の結果を踏まえ、必要に応じて遵守体制の見直しを行います。

7. 会計帳簿及び文書管理

川崎汽船グループ及びその役職員は、会計帳簿や文書管理に関し、以下の事項を遵守しなければなりません。

- 内部的な財務統制を行うために十分な社内体制を構築すること。
- 取引状況及び資産状況を真正かつ正確に反映した会計帳簿、記録及び口座情報を作成して適切に管理すること。
- 全ての会計記録、支払記録、請求書、証票及びその他の業務上の記録を、正確かつもれなく作成し、適切に保管し、財務報告に正しく反映させること。
- 不適切な支出を促進又は隠蔽する目的のほか、いかなる目的においても、帳簿外の財務処理をしないこと。
- いかなる目的においても、秘密の、又は記録に残らない資金、口座、資産や支払いを実施又は保有しないこと。
- 川崎汽船グループの内部的な財務統制を回避又は潜脱し、若しくはこれを回避または潜脱しようとする行為をしないこと。
- 内部用又は外部用のメモランダムや電子メール等の業務上作成される文書は、その内容に誤解が生じないよう、明瞭かつ慎重に作成すること。

8. 税務管理

川崎汽船グループは、適用される税務関連法令及び国際ルール等を遵守し、適切な納税を行うと共に、税務の透明性を確保します。そのために、川崎汽船グループ及びその役職員は、税務管理に関し、以下の事項を遵守しなければなりません。

- 川崎汽船グループ間のクロスボーダー取引においては、OECD 移転価格ガイドライン等の国際標準的ガイダンスに準拠し、独立企業間価格を考慮して価格を決定すること。
- 租税回避を意図したタックスヘイブンの活用等、濫用的な税務プランニングを行わないこと。
- 税務当局からの問い合わせや情報提供要請に対し適時且つ誠実に対応し、税務当局との良好な関係の構築に努めること。また、税務当局からの問い合わせや情報提供要請に対応できるよう、日頃から税務処理の根拠となる業務上の記録を正確かつもれなく作成し、保管しておくこと。
- 税務当局から指導・指摘を受けた場合には、これを真摯に受け止め、必要に応じて是正措置や再発防止策を講じること。

9. 報告

川崎汽船グループの役職員は、本ポリシーや個別ポリシーに違反する行為を知った場合や、反倫理的行為に関する懸念が生じた場合には、その事実について、通常の報告体制にのっとり、上長や関連部署及びその所属する会社におけるコンプライアンス担当部署又は川崎汽船株式会社の企業法務リスク・コンプライアンス統括グループに対して報告しなければなりません。かかる報告により、川崎汽船グループの役職員が、業務上又は人事評価上、不利益に取り扱われることはありません。

10. 政府からの情報提供又は調査協力の要請への対応

川崎汽船グループは、権限ある当局から業務に関する情報についての照会を受けたり報告を求められたりした場合には、合理的な範囲内で、かつ、合理的な方法で、これに協力することとしています。しかしながら、川崎汽船グループが保有する情報には、法令上の特権により当局等に開示しなくてよいものがあり、法務担当や外部の専門家に相談して、そのような特権を保持するために適切な措置をとる必要があります。そこで、川崎汽船グループの役職員は、権限ある当局から協力を要請ないし命令された場合には、速やかにコンプライアンス担当部署に報告しなければなりません。

11. ビジネスパートナー等に関するコンプライアンス審査

代理店やコンサルタント、資格を有する代理人その他の川崎汽船グループのために活動する第三者が適用される法令に違反した場合には、川崎汽船グループが当該第三者による違反について責任を問われることとなります。また、川崎汽船グループが、法令に違反している企業等を買収したり、当該企業の事業を承継したり、当該企業の株式を取得したりする場合、又は共同で事業を行うパートナーが法令に違反している場合には、川崎汽船グループが、当該違反についての責任を引き継いだり、共同で責任を問われたりすることとなります。そのため、川崎汽船グループは、ビジネスパートナー等^{*2}についてコンプライアンス違反の有無に関する審査を適切に行い、川崎汽船グループと同水準のコンプライアンス体制を有する企業とのみ取引を行うことが重要です。

12. 制裁処分

本ポリシーや個別ポリシーに違反した場合は、川崎汽船グループに、刑事上、民事上及び風評上のダメージをもたらす可能性があります。川崎汽船グループの役職員が本ポリシーや個別ポリシーに違反した場合には、解雇を含む懲戒処分の対象となるだけでなく、川崎汽船グループが事業を展開する国の法令によって刑事上又は民事上の責任を問われるリスクがあり、また、当該国における訴追のために、関係者の身柄が引き渡される可能性もあります。

13. 不利益の甘受

川崎汽船グループは、適用される法令や本ポリシー、個別ポリシーを遵守することによって生じる、どのような不利益も甘受します。川崎汽船グループの役職員は、いかなる場合においても、適用される法令や本ポリシー、個別ポリシーを遵守したことを理由に、不利益な取扱いを受けることはありません。

14. 注記

*1 「役職員」とは、川崎汽船グループの役員（相談役、名誉顧問、特別顧問、技術顧問、執行役員、理事を含む）及び職員（陸上・海上従業員、契約社員、嘱託、派遣社員、その他川崎汽船グループに勤務する全ての者）を指し、常勤であるか非常勤であるかの別を問いません。

*2 「ビジネスパートナー等」とは、以下の者を指します。

- (1) 川崎汽船グループのために、又は川崎汽船グループの利益を代表しかつ、川崎汽船グループのために価値物の供与及び供与の約束を行い得る者。販売促進やマーケティングを行う代理店、ロビイスト、資格を有する代理人、通関業者、物流業者、共同事業体の共同経営者やコンサルタントが含まれるが、これらのみに限定されない。
- (2) 企業買収や株式取得の対象企業や、共同事業体のパートナー

以上

制定：2017年1月1日

改正：2019年11月1日

(本ポリシーに関する問い合わせ先)

川崎汽船株式会社 企業法務リスク・コンプライアンス統括グループ

お問い合わせフォーム：<https://www.kline.co.jp/ja/contact/other.html>